



# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

## 受給には手続きが必要です。

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

### 給付金の支給時期

確認書（または申請書）を受理した日から3週間後が目安です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和3年1月以降の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯（家計急変世帯）

町福祉課から確認書が届きます。  
**（返送が必要です。）**

※一部の世帯で申請が必要な場合があります。  
※令和4年2月18日（金）より順次、確認書を  
発送しています。  
(提出期限は令和4年5月17日（火）です。)  
※令和4年3月上旬までに確認書が届かない世  
帯は、町福祉課までご連絡ください。

**詳しくは裏面「I」へ**

**申請が必要です。**

申請期間：令和4年2月21日（月）  
～令和4年9月30日（金）



※申請時点で住民登録のある市町村に申請し  
てください。

※申請書の配布場所

町福祉課、ホームページからダウンロード

**詳しくは裏面「II」へ**

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和3年度住民税が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。（令和4年2月18日（金）より順次発送しています。）
- 内容を確認して、町福祉課に**返信してください。**

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



**世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町福祉課にご提出ください。（郵送による提出も可能です。）



## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となつた世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、町福祉課にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安は次のとおり。単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合：137万8,000円以下など

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町福祉課にご提出ください。（郵送による提出も可能です。）



**!** 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

**!** 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、大洗町や水戸警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金センター

**0120-526-145**

受付時間 9:00～20:00

大洗町役場 福祉課

社会福祉係（臨時特別給付金担当）

〒311-1392 大洗町磯浜町6881-275

**029-267-5111**